

1 令和4年度 公共用水域水質測定計画総括表

番号	水域名	測定地点数	年間延採水回数				項目数					調査担当機関
			通年	通日	一般	合計	生活環境項目	健康項目	特殊項目	その他の項目	合計	
1	伊豆水域 (河川、湖沼)	11	72	-	24	96	457	192	24	152	825	静岡県
2	伊豆沿岸水域 (海域)	11	-	-	134	134	436	-	-	132	568	静岡津市
3	鮎沢川水域 (河川)	2	24	-	-	24	108	35	4	28	175	静岡県
4	狩野川水域 (河川)	14	156	-	12	168	951	332	22	197	1,502	国土交通省 静岡県
5	田子の浦水域 (河川)	13	156	13	-	169	886	474	12	221	1,593	静岡県市 富土市
6	富士川水域 (河川、湖沼)	5	48	-	8	56	350	98	15	109	572	国土交通省 静岡県
7	奥駿河湾水域 (河川)	10	-	-	66	66	570	440	32	102	1,144	静岡津市
8	奥駿河湾水域 (海域)	18	72	-	282	354	1,373	297	28	376	2,074	静岡県市 静岡津市 富土市
9	西駿河湾水域 (海域)	11	-	-	148	148	585	205	20	152	962	静岡津市
10	静岡水域 (河川)	6	36	-	22	58	462	250	20	76	808	国土交通省 静岡市
11	志太水域 (河川)	8	72	-	8	80	361	232	16	112	721	静岡県
12	大井川水域 (河川)	5	36	-	8	44	269	133	12	52	466	国土交通省 静岡県
13	榛南小笠水域 (河川)	13	120	-	18	138	746	334	32	157	1,269	国土交通省 静岡県
14	太田川水域 (河川)	10	84	-	12	96	437	196	24	120	777	静岡県
15	天竜川水域 (河川、湖沼)	8	48	-	18	66	454	367	28	144	993	国土交通省 浜松市
16	馬込川水域 (河川)	3	24	-	6	30	200	198	12	66	476	浜松市
17	浜名湖水域 (河川、湖沼、海域)	26	576	-	42	618	2,914	1,449	64	2,570	6,997	静岡津市
18	梅田川水域 (河川)	1	-	-	4	4	24	29	4	8	65	静岡県
19	遠州灘水域 (海域)	6	-	-	72	72	238	73	8	80	399	静岡津市
合計		181	1,524	13	884	2,421	11,821	5,334	377	4,854	22,386	

河川、海域、湖沼における通年調査、一般調査、通日調査は次の測定回数、測定頻度とする。

河川

通年調査	年12回	毎月1回1日1回採水
	年24回	毎月1回1日2回採水
一般調査	年8回	1日1回採水
	年6回	1日1回採水
	年4回	1日1回採水
通日調査	年1回	2時間間隔1日13回採水

海域

通年調査	年12回	毎月1回1日1回採水（2層、3層、4層、6層）
一般調査	年4回	1日1回採水（3層、4層）

湖沼

通年調査	年12回	毎月1回1日1回採水
	年12回	毎月1回1日1回採水（2層）
一般調査	年4回	1日1回採水（2層）

2 水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月31現在）

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L以下
全 シ ア ン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六 価 ク ロ ム	0.02 mg/L以下
砒 素	0.01 mg/L以下
総 水 銀	0.0005 mg/L以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L以下
シ マ ジ ン	0.003 mg/L以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/L以下
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L以下
セ レ ン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふ つ 素	0.8 mg/L以下
ほ う 素	1 mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、昭和46年環境庁告示59号に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと同規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準

1 河川および湖沼

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—	

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 4 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 5 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
 6 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 7 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については
 大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
 8 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

(注) 基準値は、年間平均値とする。

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が 4 日間以上の人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU /100mL 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100mL 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 4 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用水
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用水
 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 5 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 6 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 7 水産 1 級、2 級及び 3 級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。
 8 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
 9 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
 10 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及び Ⅳ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 4 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 6 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

(注) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	

(注) 基準値は、日間平均値とする。

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴、自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下	検出されな いこと。	水域類 型ごと に指定 する水 域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 5 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。
 6 水産1級及び水産2級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
IV	水産3種 工業用 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 4 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	

- (注) 基準値は、年間平均値とする。

工

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当 水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	水域類 型ご とに 指 定 す る 水 域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	

(注) 基準値は、日間平均値とする。

環境基準設定水域について

(令和5年3月31日現在)

(1) BOD、COD等に係る環境基準の類型

ア 河川及び湖沼

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点(注)
伊豆 水域	伊東大川上流	八代田橋から上流の伊東大川本流	河川A	直ちに達成	S51. 1. 1	県告示第958号 S50. 11. 25	水道2級 水産1級	○八代田橋
	伊東大川下流	八代田橋から下流の伊東大川本流	河川A	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第237号 R4. 3. 29	環境保全	○渚橋
	河津川	河津川本流	河川A	直ちに達成	S51. 1. 1	県告示第958号 S50. 11. 25	水道2級 水産1級	○館橋
	稲生沢川	稲生沢川本流	河川A	直ちに達成	S51. 1. 1	県告示第958号 S50. 11. 25	水道2級 水産1級	○新下田橋 落合浄水場
	青野川	青野川本流	河川A	直ちに達成	H6. 4. 1	県告示第172号 H6. 3. 4	水道2級 水産2級 農業用水	○加畑橋 石井橋
	白田川	白田川本流	河川A	直ちに達成	H9. 4. 1	県告示第292号 H9. 3. 25	水道2級 農業用水	○しらなみ橋 落合橋
鮎沢川 水域	鮎沢川	鮎沢川本流	河川A	直ちに達成	S50. 1. 1	県告示第1141号 S49. 11. 29	水道2級 水産1級	○県境 ○竹の下えん堤
狩野 川 水域	狩野川上流	瑞祥橋より上流	河川AA	直ちに達成	S45. 9. 1	閣議決定	自然環境保全	○瑞祥橋
	狩野川中流	瑞祥橋から神島橋まで	河川AA	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第89号 H29. 2. 24	水道1級 水産2級	○大仁橋
	狩野川下流	神島橋より下流	河川AA	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第237号 R4. 3. 29	農業用水	千歳橋 ○徳倉橋 ○黒瀬橋
	黄瀬川上流	あゆつぼの滝から上流の黄瀬川本流	河川B	直ちに達成	H1. 4. 1	県告示第247号 H1. 3. 22	水産2級 農業用水	○あゆつぼの滝
	黄瀬川下流	あゆつぼの滝から下流の黄瀬川本流	河川C	5年以内で可 及的速やかに達成	H9. 4. 1 見直し	県告示第292号 H9. 3. 25	水産2級 農業用水	○黄瀬川橋
	大場川上流	出逢橋から上流の大場川本流	河川A	直ちに達成	H2. 4. 1	県告示第192号 H2. 3. 2	水産2級 農業用水	○出逢橋
	大場川下流	出逢橋から下流の大場川本流	河川A	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第237号 R4. 3. 29	水産2級 農業用水	月見橋 ○塚本橋
	来光川上流	大土肥橋から上流の来光川本流	河川A	直ちに達成	H2. 4. 1	県告示第192号 H2. 3. 2	農業用水	○大土肥橋
来光川下流	大土肥橋から下流の来光川本流	河川AA	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第237号 R4. 3. 29	農業用水	○蛇ヶ橋	

水域	名称	範 囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点(注)
田子の浦水域	潤 井 川	潤井川本流	河川A	直ちに達成	H18. 4. 1 見直し	県告示第 279 号 H18. 3. 17	水産 1 級 環境保全	○くすのき橋 富鷹橋 ○前田橋
	沼 川 上 流	昭和第二放水路分岐点から上流	河川C	直ちに達成	H16. 5. 1 見直し	県告示第 493 号 H16. 4. 20	農業用水 環境保全	○井出六橋
	沼 川 下 流	昭和第二放水路分岐点から下流	河川D	直ちに達成	H11. 4. 1 見直し	県告示第 276 号 H11. 3. 26	環境保全	清勇橋 ○沼川新橋
富士川水域	富士川(4)	身延橋(山梨県)より下流	河川A	5年以内で可 及的速やかに達成	S48. 3. 31	環境庁告示第 21 号 S48. 3. 31	水産 2 級 農業用水	北松野 ○富士川橋
	芝 川 上 流	横手沢橋から上流の芝川本流	河川AA	直ちに達成	H1. 4. 1	県告示第 247 号 H1. 3. 22	水道 1 級 水産 1 級 農業用水	○横手沢橋
	芝 川 下 流	横手沢橋から下流の芝川本流	河川A	直ちに達成	H1. 4. 1	県告示第 247 号 H1. 3. 22	水産 2 級 農業用水	○芝富橋
奥駿河湾水域	巴 川	巴川の河口の左岸(静岡市清水区日の出町 2 丁目 9 番地の 1 地先)と右岸(同市清水区清開 1 丁目 173 番地地先)を結んだ直線から上流の巴川本流	河川C	5年を超える 期間で速やかに達成	S47. 8. 1	県告示第 510 号 S47. 6. 23	農業用水	巴大橋 ○区境巴川橋 ○港橋
	興津川上流	八幡橋から上流の興津川本流	河川AA	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第 89 号 H29. 2. 24	水産 2 級 農業用水	○八幡橋
	興津川下流	八幡橋から下流の興津川本流	河川B	3 年	S47. 8. 1	県告示第 510 号 S47. 6. 23	水産 2 級 農業用水	○浦安橋
静岡水域	安倍川上流	曙橋から上流の安倍川本流	河川AA	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第 1050 号 S48. 11. 20	水道 1 級 水産 1 級 農業用水	○曙橋
	安倍川下流	曙橋から下流の安倍川本流	河川AA	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第 89 号 H29. 2. 24	水道 2 級 水産 1 級 農業用水 工業用水 1 級	○安倍川橋
	藁 科 川	藁科川本流	河川AA	直ちに達成	H17. 5. 1 見直し	県告示第 684 号 H17. 4. 26	水道 2 級 水産 1 級 農業用水	○牧ヶ谷橋
	浜 川	浜川本流	河川C	直ちに達成	H14. 5. 1 見直し	県告示第 442 号 H14. 4. 30	環境保全	○浜川新橋
	丸 子 川	丸子川本流	河川C	5年以内で可 及的速やかに達成	H16. 5. 1	県告示第 493 号 H16. 4. 20	水産 2 級 農業用水	○べったん橋
志太水域	瀬戸川上流	勝草橋から上流の瀬戸川本流	河川AA	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	水道 2 級 水産 1 級	○勝草橋
	朝比奈川上流	新横内橋から上流の朝比奈川本流	河川AA	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	水道 2 級 水産 1 級	○新横内橋
	瀬戸川下流 及び 朝比奈川下流	勝草橋から下流の瀬戸川本流及び新横内橋から下流の朝比奈川本流	河川B	5年を超える 期間で速やかに達成	S49. 1. 1	県告示第 1050 号 S48. 11. 20	水産 2 級 農業用水	○当目大橋
	小 石 川	小石川本流	河川D	直ちに達成	H13. 9. 1 見直し	県告示第 769 号 H13. 8. 28	環境保全	松葉橋 ○八雲橋
	黒 石 川	黒石川本流	河川C	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第 1050 号 S48. 11. 20	水産 3 級 農業用水	○黒石橋
	栃 山 川	栃山川本流	河川C	3 年	S49. 1. 1	県告示第 1050 号 S48. 11. 20	水産 3 級 農業用水	○一色大橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点
大井川 水域	大井川上流	駿遠橋より上流	河川AA	直ちに達成	S46. 5. 25	閣議決定	自然環境保全	○下泉橋
	大井川中流	駿遠橋から大井川橋まで	河川AA	直ちに達成	H21. 4. 1 見直し	県告示第 11 号 H21. 1. 9	水産 1 級 農業用水	○神座
	大井川下流	大井川橋より下流	河川A	直ちに達成	H21. 4. 1 見直し	県告示第 11 号 H21. 1. 9	水産 2 級 農業用水	○富士見橋
榛南 小笠 水域	菊川上流	高田橋から上流の菊川本流	河川A	直ちに達成	S50. 1. 1	県告示第 1141 号 S49. 11. 29	水道 2 級 水産 1 級	加茂橋 ○高田橋
	菊川下流	高田橋から下流の菊川本流	河川A	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	水産 3 級 工業用水 1 級	○国安橋
	牛淵川	牛淵川本流	河川B	直ちに達成	H2. 4. 1	県告示第 192 号 H2. 3. 2	農業用水	堂山橋 ○鹿島橋
	萩間川	萩間川本流	河川A	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第 89 号 H29. 2. 24	農業用水	○湊橋
	湯日川	湯日川本流	河川A	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	農業用水	○岩留橋
	坂口谷川	坂口谷川本流	河川B	5年を超える 期間で可及 的速やかに 達成	H6. 4. 1	県告示第 878 号 H5. 10. 12	農業用水	○寄子橋
	勝間田川	勝間田川本流	河川A	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	農業用水	○港橋
太田 川 水域	太田川上流	原野谷川合流点から上流の太田川本流	河川AA	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	水道 2 級 水産 1 級 農業用水	○二瀬(西)橋
	太田川下流	原野谷川合流点から下流の太田川本流	河川A	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	水産 2 級 農業用水	○豊浜橋
	原野谷川	原野谷川本流	河川A	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第 1050 号 S48. 11. 20	水道 2 級 水産 1 級 農業用水	○二瀬(東)橋
	仿僧川	仿僧川本流	河川C	直ちに達成	H9. 4. 1 見直し	県告示第 292 号 H9. 3. 25	農業用水	ゴルフ場入口 ○東橋
	敷地川	敷地川本流	河川A	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	農業用水	○向笠 2 号橋
	逆川上流	鞍下橋から上流の逆川本流	河川AA	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	農業用水	○鞍下橋
	逆川下流	鞍下橋から下流の逆川本流	河川C	直ちに達成	H4. 4. 1	県告示第 187 号 H4. 3. 6	農業用水	逆川橋 ○曙橋
天竜 川 水域	佐久間ダム貯水池(佐久間湖)	全域	湖沼A	直ちに達成	H15. 3. 27	環境省告示第 36 号 H15. 3. 27	農業用水 工業用水 1 級	○ダム付
	天竜川(4)	早木戸川合流点(長野県)から鹿島橋まで(佐久間ダム貯水池(佐久間湖)に係る部分を除く)	河川AA	直ちに達成	S47. 4. 6	環境庁告示第 7 号 S47. 4. 6	水道 2 級 農業用水 工業用水 1 級	秋葉ダム ○鹿島橋
	天竜川(5)	鹿島橋より下流	河川AA	直ちに達成	H21. 3. 31 見直し	環境省告示第 14 号 H21. 3. 31	水産 2 級 農業用水	○掛塚橋
馬込 川 水域	馬込川上流	茄子橋から上流の馬込川本流	河川C	直ちに達成	S48. 4. 1	県告示第 162 号 S48. 3. 2	農業用水	○茄子橋
	馬込川下流	茄子橋から下流の馬込川本流	河川C	直ちに達成	H10. 4. 1 見直し	県告示第 319 号 H10. 3. 27	農業用水	○白羽橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点
浜 名 湖 水 域	新 川	佐鳴湖橋から新川の河口の左岸(浜松市中央区坪井町字長池3, 467 番地地先)と右岸(同市同区雄踏町字布見字堀出9, 549 番地の3 地先)を結んだ直線までの新川本流	河川C	5年を超える 期間で速や かに達成	H9. 4. 1 見直し	県告示第292号 H9. 3. 25	環境保全	○志都呂橋
	伊 佐 地 川	内山橋から上流の伊佐地川本流	河川B	3 年	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	農業用水	○中之谷橋
	都 田 川	都田川の河口の左岸(浜松市浜名区細江町気賀字北嶋2, 736 番地地先)と右岸(同市同区同大字字大鳥居5, 463 番地の14 地先)を結んだ直線から上流の都田川本流	河川A	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	水産2級 農業用水	東山橋 ○落合橋
	佐 鳴 湖	新川の左岸(浜松市中央区富塚町字佐鳴湖19, 219 番地の12)の西南端と右岸(同市同区同町同字19, 204 番地の14)の東南端を結んだ直線から佐鳴湖橋までの水域	湖沼B	5年を超える 期間で速や かに達成	H9. 4. 1 見直し	県告示第292号 H9. 3. 25	水産3級 環境保全	湖心 ○拓希橋

(注) 測定地点のうち、○は環境基準点(以下、同じ)

イ 海域

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点
伊豆 水域	伊豆沿岸海 域	千歳川右岸(熱海市泉元門川分字 山下1番地の1の1地先)から伊豆 大瀬崎灯台(北緯35度1分6秒、 東経138度47分30秒)に至る陸岸 の地先海域	海域A	直ちに達成	S51.1.1	県告示第958号 S50.11.25	水産1級 水浴 自然環境保全	○神奈川県沖 ○熱海港中央 ○網代港中央 ○網代港沖 ○伊東港中央 ○御前港中央 ○下田港中央 ○妻良港中央 ○松崎港中央 ○土肥港中央 ○戸田港中央
奥 駿 河 湾 水 域	田子の浦港	田子の浦港東防波堤先端と西防波 堤の先端を結ぶ線の中央を中心と して南方に向かって描く半径700m の円弧及び陸岸により囲まれた海 域	海域C	5年以内で 可及的速や かに達成	S46.5.25	閣議決定	環境保全	○C-1 ○C-2 ○C-3
	田子の浦地 先海域(甲)	田子の浦港東防波堤先端と西防波 堤の先端を結ぶ線の中央を中心と して南方に向かって描く半径 1,700mの円弧及び陸岸により囲ま れた海域であって田子の浦港に係 る部分を除いたもの	海域B	5年以内で 可及的速や かに達成	S46.5.25	閣議決定	水産2級	○B-1 ○B-2 ○B-3
	田子の浦地 先海域(乙)	富士川河口左岸から昭和第二放水 路河口右岸に至る陸岸の地先海域 であって田子の浦港及び田子の浦 地先海域(甲)に係る部分を除いた もの	海域A	5年以内で 可及的速や かに達成	S46.5.25	閣議決定	水産1級	○A-1 ○A-2 ○A-3
	奥駿河湾	清水灯台(北緯35度0分24秒、東 経138度32分0秒)と伊豆大瀬崎 灯台(北緯35度1分6秒、東経138 度47分30秒)を結んだ直線及び陸 岸により囲まれた海域のうち、清 水港昭和46年5月25日閣議決定 により定められた田子の浦港、田 子の浦地先海域(甲)及び田子の浦 地先海域(乙)並びに沼津港外港及 びその前面海域を除く海域	海域A	直ちに達成	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	水産1級 水浴	○富士川沖 ○由比川沖 ○I. B. P ○田子の浦沖 ○原町沖 ○志下沖 ○狩野川河口沖
	清水港	清水真崎灯台(北緯35度1分0秒、 東経138度31分6秒)と清水港興 津防波堤灯台(北緯35度2分6秒、 東経138度31分6秒)を結んだ直 線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	工業用水 水浴	○江尻埠頭沖
	沼津港外港 及びその前 面海域	狩野川の右岸側の導流堤(沼津市 本字千本港口1,901番地の27地 先)の先端を中心とする半径500m の円弧、沼津港外港の埠頭及び陸 岸により囲まれた海域	海域B	5年	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	水産1級	○沼津港 前面海域

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日な ど	利水目的	測定地点
西 駿 河 湾 水 域	用宗漁港	東防波堤(静岡市駿河区広野2, 261 番地の4 地先) 同防波堤南端と西防波堤(同市同区用宗1, 941 番地の5 地先。計画されているものを含む) 南端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	水産2級	○用宗漁港中央
	西駿河湾	清水灯台から御前崎灯台(北緯34度35分33秒、東経138度13分44秒)に至る陸岸の地先海域のうち、用宗漁港、焼津漁港及び大井川港を除く海域	海域A	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	水産1級 水浴	○久能沖 ○高松沖 ○石部沖 ○焼津漁港沖 ○旗山川沖 ○勝間田川沖 ○御前崎港中央
	焼津漁港	焼津地区外港第1埠頭護岸(焼津市中港町1, 219 番地地先) 東端と沖南防波堤(計画されているものを含む) 北端を結んだ直線、同防波堤、同防波堤南端と小川地区南防波堤(同市石津字浜河原2, 245 番地の56 地先) 北端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	水産2級	○焼津漁港 焼津地区港中央 ○焼津漁港 小川地区港中央
	大井川港	北防波堤(焼津市利右衛門地先) 同防波堤東端と南防波堤(同市飯淵地先。計画されているものを含む) 東端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	水産2級	○大井川港中央
遠水 州 灘 域	遠州灘	御前崎灯台から静岡県と愛知県の境界である陸岸の地点(湖西市白須賀字宿南2, 336 番地地先)に至る陸岸の地先海域	海域A	直ちに達成	S50. 1. 1	県告示第1141号 S49. 11. 29	水産1級 水浴	○新開川沖 ○菊川沖 ○太田川沖 ○馬込川沖 ○浜名湖沖 ○愛知県境沖
浜 名 湖 水 域	浜名湖	今切口の東導流堤の基部(浜松市中央区舞阪町舞阪官有無番地)と西導流堤の基部(湖西市新居町大字新居官有無番地)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域のうち、鷺津湾、松見ヶ浦、猪鼻湖、奥庄内湖及び宇布見湾を除く海域	海域A	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	水産2級 水浴	湖口 ○湖心 ○新所 気賀 ○新居 橋踏 新場
	鷺津湾	湖西市新所字女河浦5, 962 番地の10 地先の堤塘敷の東端と同市鷺津字大畑ヶ2, 503 番地の30 地先の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	水産2級 水浴	○鷺津
	松見ヶ浦	洲ノ鼻の南端(湖西市利木字スノハナ499 番地の2 地先)と松見ヶ浦養殖場の網仕切の南端(同市入出字高山874 番地の1 地先)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	水産2級	○松見ヶ浦
	猪鼻湖	瀬戸橋及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	水産2級	○猪鼻湖
	奥庄内湖	浜松市中央区白洲町字村上3, 834 番地の1 の堤塘敷の南端と同市同区古人見町3, 003 番地地先の堤塘敷の東北端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	水産2級 水浴	○白洲
	宇布見湾	新川の河口の左岸(浜松市中央区坪井町字長池3, 467 番地地先)と右岸(同市同区雄踏町宇布見字堀出9, 549 番地の3 地先)を結んだ直線、同市同区同大字字曾祢地先の埋立地の西端(同市同区同大字字曾祢9, 201 番地の47 の西端から護岸堤防に沿って西へ約480mの地点)と同市同区舞阪町舞阪字十王2, 699 番地の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	水産2級	○塩田

(2) 全窒素及び全燐に係る環境基準の類型

水域	類型	環境基準	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
浜名湖(イ) (別記1の水域)	海域Ⅱ	全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、 環境基準の可及的速やかな達成に 努める。	H9. 4. 1	県告示第291号 H 9. 3. 25	○新居 ○新場
浜名湖(ロ) (別記2の水域)	海域Ⅲ	全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	直ちに達成	H9. 4. 1	県告示第291号 H 9. 3. 25	○湖心 ○新所 ○猪鼻湖
浜名湖(ハ) (別記3の水域)	海域Ⅲ	全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、 環境基準の可及的速やかな達成に 努める。	H9. 4. 1	県告示第291号 H 9. 3. 25	○白洲 ○雄踏
佐久間ダム貯水池 (佐久間湖)	湖沼Ⅳ (全窒素 を除く)	全燐 0.05 mg/L以下	直ちに達成	H15. 3. 27	環境省告示第36号 H15. 3. 27	○ダムサイト

別記

1 (浜名湖(イ))

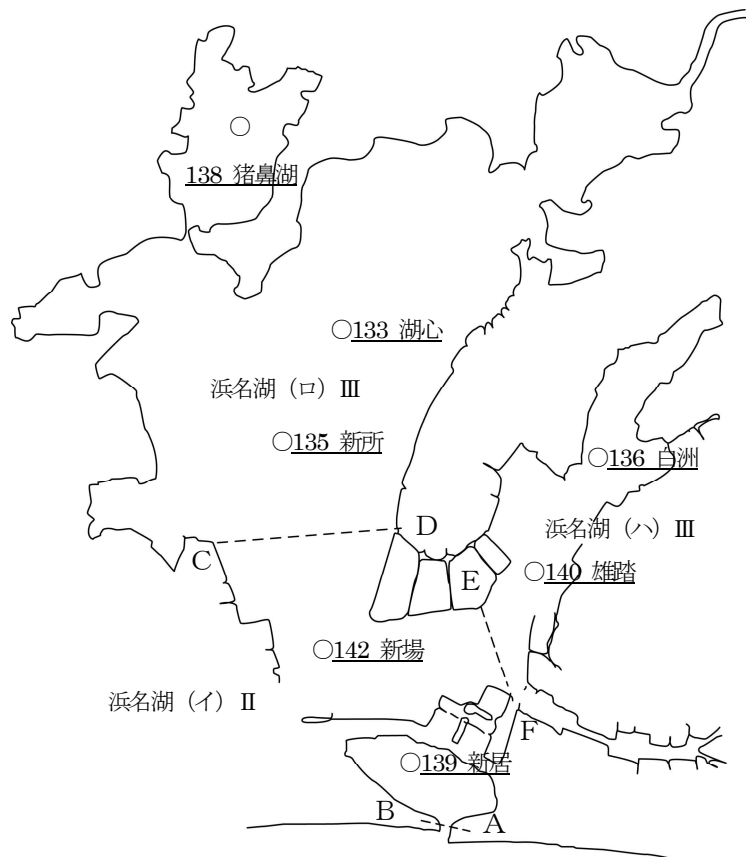
今切口の東導流堤の基部(浜松市中央区舞阪町舞阪) (A) と今切口の西導流堤の基部(湖西市新居町新居) (B) を結んだ直線、富士紡三角点(湖西市鷺津) (C) と御産橋の南端(浜松市中央区村楯町) (D) を結んだ直線、浜松市中央区村楯町字臨海5534番地の東南端(E) と浜松市中央区舞阪町舞阪字十王2697番地1の北端(F) を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

2 (浜名湖(ロ))

富士紡三角点(湖西市鷺津) (C) と御産橋の南端(浜松市中央区村楯町) (D) を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

3 (浜名湖(ハ))

浜松市中央区村楯町字臨海5534番地の東南端(E) と浜松市中央区舞阪町舞阪字十王2697番地1の北端(F) を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域



(3) 水生生物に係る環境基準の類型

ア 河川及び湖沼

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点(注)
伊豆 水域	伊東大川上流	八代田橋から上流の伊東大川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○八代田橋
	伊東大川下流	八代田橋から下流の伊東大川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○渚橋
	河津川	河津川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○館橋
	稲生沢川	稲生沢川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○新下田橋 落合浄水場
	青野川	青野川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○加味橋 石井橋
	白田川	白田川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○しらなみ橋 落合橋
鮎 沢 川 水 域	鮎沢川	鮎沢川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○県境 ○竹の下えん堤
狩 野 川 水 域	狩野川上流	瑞祥橋より上流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○瑞祥橋
	狩野川中流	瑞祥橋から神島橋まで	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○大仁橋
	狩野川下流	神島橋より下流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	千歳橋 ○徳倉橋 ○黒瀬橋
	黄瀬川上流	あゆつぼの滝から上流の黄瀬川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○あゆつぼの滝
	黄瀬川下流	あゆつぼの滝から下流の黄瀬川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○黄瀬川橋
	大場川上流	出逢橋から上流の大場川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○出逢橋
	大場川下流	出逢橋から下流の大場川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	月見橋 ○塚本橋
	来光川上流	大土肥橋から上流の来光川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○大土肥橋
	来光川下流	大土肥橋から下流の来光川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○蛇ヶ橋
田 子 の 浦 水 域	潤井川	潤井川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○くすのき橋 富鷹橋 ○前田橋
	沼川上流	昭和第二放水路分岐点から上流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○井出六橋
	沼川下流	昭和第二放水路分岐点から下流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	清勇橋 ○沼川新橋
富 士 川 水 域	富士川下流	笛吹川合流点(山梨県)より下流	生物B	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	北松野 ○富士川橋
	芝川上流	横手沢橋から上流の芝川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○横手沢橋
	芝川下流	横手沢橋から下流の芝川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○芝富橋
奥 駿 河 湾 水 域	巴川	巴川の河口の左岸(静岡市清水区日の出町2丁目9番地の1地先)と右岸(同市清水区清開1丁目173番地地先)を結んだ直線から上流の巴川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	巴大橋 ○区境巴川橋 ○港橋
	興津川上流	八幡橋から上流の興津川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○八幡橋
	興津川下流	八幡橋から下流の興津川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○浦安橋

(注) 測定地点のうち、○は環境基準点

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
静岡 水域	安倍川上流	曙橋から上流の安倍川本流	生物A	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○曙橋
	安倍川下流	曙橋から下流の安倍川本流	生物A	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○安倍川橋
	藁科川	藁科川本流	生物A	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○牧ヶ谷橋
	浜川	浜川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○浜川新橋
	丸子川	丸子川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○ぺったん橋
志太 水域	瀬戸川上流	勝草橋から上流の瀬戸川本流	生物A	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○勝草橋
	朝比奈川上流	新横内橋から上流の朝比奈川本流	生物A	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○新横内橋
	瀬戸川下流 及び 朝比奈川下流	勝草橋から下流の瀬戸川本流及び新横内 橋から下流の朝比奈川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○当目大橋
	小石川	小石川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	松葉橋 ○八雲橋
	黒石川	黒石川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○黒石橋
	栴山川	栴山川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○一色大橋
大井川 水域	大井川上流	駿遠橋より上流	生物A	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○下泉橋
	大井川中流	駿遠橋から大井川橋まで	生物A	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○神座
	大井川下流	大井川橋より下流	生物A	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○富士見橋
榛南 小笠 水域	菊川上流	高田橋から上流の菊川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	加茂橋 ○高田橋
	菊川下流	高田橋から下流の菊川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○国安橋
	牛淵川	牛淵川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	堂山橋 ○鹿島橋
	萩間川	萩間川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○湊橋
	湯日川	湯日川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○岩留橋
	坂口谷川	坂口谷川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○寄子橋
	勝間田川	勝間田川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○港橋
太田 川 水域	太田川上流	原野谷川合流点から上流の太田川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○二瀬橋
	太田川下流	原野谷川合流点から下流の太田川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○豊浜橋
	原野谷川	原野谷川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○二瀬東橋
	仿僧川	仿僧川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	ゴルフ場入口 ○東橋
	敷地川	敷地川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○向笠2号橋
	逆川上流	鞍下橋から上流の逆川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	○鞍下橋
	逆川下流	鞍下橋から下流の逆川本流	生物B	直ちに達成	H25.4.1	県告示第23号 H25.1.15	逆川橋 ○曙橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
天竜川 水域	佐久間ダム貯水池(佐久間湖)	全域	湖沼生物 A	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	○ダム付近
	天竜川上流	鹿島橋より上流(佐久間ダム貯水池(佐久間湖)に係る部分を除く。)	生物A	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	秋葉ダム ○鹿島橋
	天竜川下流	鹿島橋より下流	生物B	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	○掛塚橋
馬込川 水域	馬込川上流	茄子橋から上流の馬込川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○茄子橋
	馬込川下流	茄子橋から下流の馬込川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○白羽橋
浜名湖 水域	新川	佐鳴湖橋から新川の河口の左岸(浜松市西区坪井町字長池 3467 番地地先)と右岸(同市同区雄踏一丁目 102 番地の 1 地先)を結んだ直線までの新川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○志都呂橋
	伊佐地川	内山橋から上流の伊佐地川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○中之谷橋
	都田川	都田川の河口の左岸(浜松市北区細江町気賀字北嶋 2736 番地地先)と右岸(同市同区同大字字大鳥居 5463 番地の 14 地先)を結んだ直線から上流の都田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	東山橋 ○落合橋
	佐鳴湖	新川の左岸(浜松市西区富塚町字佐鳴湖 5191 番地)の西南端と右岸(同市同区同町同字 5208 番地の 3)の東南端を結んだ直線から佐鳴湖橋までの水域	湖沼生物 B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	湖心 ○拓希橋

イ 海域

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
浜名湖 水域	浜名湖①	浜名湖(全域。ただし、浜名湖②に係る部分を除く。)	生物A	直ちに達成	H28. 4. 1	県告示第 240 号 H28. 3. 1	○湖心 ○松見ヶ浦 ○猪鼻湖
	浜名湖②	今切口の東導流堤の基部(浜松市中央区舞阪町舞阪(a)と今切口の西導流堤の基部(湖西市新居町新居(b)を結んだ直線、富士紡三角点(湖西市鷺津)(c)と鳥冠岩三角点(浜松市中央区館山寺町)(g)を結んだ直線と御産橋の南端(浜松市中央区村櫛町)(d)と正太寺鼻の東端(湖西市入出)(e)を結んだ直線の交点(f)と正太寺鼻の東端(e)を結んだ直線、同交点(f)と鳥冠岩三角点(g)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	生物 特A	直ちに達成	H28. 4. 1	県告示第 240 号 H28. 3. 1	○新所 ○新居 新場 ○鷺津 ○白洲 ○塩田



公 共 用 水 域 水 質 測 定 方 法 等

区 分	項 目	分 析 方 法	環 境 基 準 値 等 (mg/l)	報 告 下 限 値 (mg/l)
生 活 環 境 項 目	pH	水質汚濁に係る環境基準について(昭46.12.28環告59)に定める方法	6.0~8.5	—
	DO	〃	2~7.5 以上	0.5
	BOD	〃	10~1 以下	0.5
	COD	〃	8~1 以下	0.5
	SS	〃	100~1 以下	1
	大腸菌数	〃	1,000~20 以下	—
	全窒素	〃	1~0.1 以下	0.05
	全磷	〃	0.1~0.005 以下	0.003
	全亜鉛	〃	0.03~0.01 以下	0.001
	ノニルフェノール	〃	0.002~0.0006 以下	0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	〃	0.05~0.006 以下	0.006
健 康 項 目	カドミウム	水質汚濁に係る環境基準について(昭46.12.28環告59)に定める方法	0.003 以下	0.0003
	全シアン	〃	検出されないこと	0.1
	鉛	〃	0.01 以下	0.005
	六価クロム	〃	0.02 以下	0.02
	砒素	〃	0.01 以下	0.005
	総水銀	〃	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	〃	検出されないこと	0.0005
	PCB	〃	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	〃	0.02 以下	0.002
	四塩化炭素	〃	0.002 以下	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	〃	0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	〃	0.1 以下	0.002	
シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0.04 以下	0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	〃	1 以下	0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.006 以下	0.0006	
トリクロロエチレン	〃	0.01 以下	0.002	
テトラクロロエチレン	〃	0.01 以下	0.0005	
1,3-ジクロロプロペン	〃	0.002 以下	0.0002	
チウラム	〃	0.006 以下	0.0006	
シマジン	〃	0.003 以下	0.0003	
チオベンカルブ	〃	0.02 以下	0.002	
ベンゼン	〃	0.01 以下	0.001	
セレン	〃	0.01 以下	0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	10 以下	0.01	
ふっ素	〃	0.8 以下	0.08	
ほう素	〃	1 以下	0.1	
1,4-ジオキサン	〃	0.05 以下	0.005	
特 項 殊 目	銅	排水基準に係る検定方法*(昭49.9.30環告64)に定める方法	—	0.01
	クロム	〃	—	0.02
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	日本産業規格*K0102の42に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01
	亜硝酸性窒素	日本産業規格*K0102の43.1に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01
	硝酸性窒素	日本産業規格*K0102の43.2に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01
	燐酸性磷	日本産業規格*K0102の46.1に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.005
	塩素イオン	日本産業規格*K0102の35に定める方法又はこれに準ずる方法	—	1
備考1 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。				

(注1) 表中の用語は次による。

・排水基準に係る検定方法：排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法

(注2) 有効数字

有効数字は2桁とし、3桁目以下又は報告下限値を下回る桁については切り捨てる。(塩素イオンについては、有効数字は4桁とする。)

ただし、pHについては、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までとする。

(注3) 単位

大腸菌数の単位は、「CFU/100ml」である。

(参考) 環境基準の達成状況の評価方法

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準の達成状況は、表層における年間の総検体の測定値の平均値により評価する。その際、不検出の検体については、定量限界値を用いて平均値を算出することとする。

ただし、全シアンについては、測定点における年間の総検体の測定値の最高値により評価する。また、アルキル水銀及びPCBについては、測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって環境基準達成と評価する。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) BOD、CODの環境基準及び水生生物保全環境基準の達成状況の評価

BOD及びCODの環境基準の達成状況は、日間平均値で評価することとされており、環境基準の達成状況の年間評価については、環境基準点において、以下の方法により求めた「75%水質値」により評価する。

75%水質値…年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする。（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

水生生物保全環境基準の達成状況の評価は、年間平均値で評価する。

複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと評価する。

(2) 湖沼における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価

湖沼における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況は、環境基準点において、表層の年間平均値があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものと評価する。

複数の環境基準点をもつ水域については、水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと評価する。

(3) 海域における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価

海域における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況は、環境基準点において、表層の年間平均値があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものと評価する。

複数の環境基準点をもつ水域については、各環境基準点における表層の年間平均値を、すべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと評価する。

3 静岡県全測定地点名等一覧表

令和5年3月31日現在

水域番号	水域名称	地点番号	測定地点名	河川・海域	地点統一番号	水域類型	達成期間	設定期日	
1	伊豆水域 (河川・湖沼)	1	伊東大川 八代田橋	伊東大川 上流	040 01	河川A	直ちに達成	昭和51年1月1日	
		2	伊東大川 渚橋	伊東大川 下流	041 01	河川A	直ちに達成	平成12年4月1日	
		3	河津川 館橋	河津川	042 01	河川A	直ちに達成	昭和51年1月1日	
		4	稲生沢川 新下田橋	稲生沢川	043 01	河川A	直ちに達成	昭和51年1月1日	
		5	稲生沢川 落合浄水場	稲生沢川	043 51	河川A	直ちに達成	昭和51年1月1日	
		6	青野川 加畑橋	青野川	061 01	河川A	直ちに達成	平成6年4月1日	
		180	青野川 石井橋	青野川	061 51	河川A	直ちに達成	平成6年4月1日	
		7	宇久須川 末端	宇久須川	202 01				
		184	白田川 しらなみ橋	白田川	062 01	河川A	直ちに達成	平成9年4月1日	
185	白田川 落合橋	白田川	062 51	河川A	直ちに達成	平成9年4月1日			
157	一碧湖 湖心	一碧湖	401 01						
2	伊豆沿岸水域 (海域)	8	神奈川県境沖	伊豆沿岸海域	618 01	海域A	直ちに達成	昭和51年1月1日	
		9	熱海港港中央	伊豆沿岸海域	618 02	海域A	直ちに達成	昭和51年1月1日	
		10	網代漁港中央	伊豆沿岸海域	618 03	海域A	直ちに達成	昭和51年1月1日	
		11	網代漁港沖	伊豆沿岸海域	618 04	海域A	直ちに達成	昭和51年1月1日	
		12	伊東港港中央	伊豆沿岸海域	618 05	海域A	直ちに達成	昭和51年1月1日	
		13	稲取漁港中央	伊豆沿岸海域	618 06	海域A	直ちに達成	昭和51年1月1日	
		14	下田港港中央	伊豆沿岸海域	618 07	海域A	直ちに達成	昭和51年1月1日	
		15	妻良漁港中央	伊豆沿岸海域	618 08	海域A	直ちに達成	昭和51年1月1日	
		16	松崎港中央	伊豆沿岸海域	618 09	海域A	直ちに達成	昭和51年1月1日	
17	土肥港中央	伊豆沿岸海域	618 10	海域A	直ちに達成	昭和51年1月1日			
18	戸田漁港中央	伊豆沿岸海域	618 11	海域A	直ちに達成	昭和51年1月1日			
3	鮎沢川水域 (河川)	19	鮎沢川 県境	鮎沢川	037 02	河川A	直ちに達成	昭和50年1月1日	
		20	鮎沢川 竹の下えん堤	鮎沢川	037 01	河川A	直ちに達成	昭和50年1月1日	
4	狩野川水域 (河川)	21	狩野川 瑞祥橋	狩野川 上流	001 01	河川AA	直ちに達成	昭和45年9月1日	
		22	狩野川 大仁橋	狩野川 中流	002 01	河川AA	直ちに達成	平成29年4月1日	
		23	狩野川 千歳橋	狩野川 下流	003 51	河川AA	直ちに達成	平成21年4月1日	
		24	狩野川 徳倉橋	狩野川 下流	003 01	河川AA	直ちに達成	平成21年4月1日	
		25	狩野川 黒瀬橋	狩野川 下流	003 02	河川AA	直ちに達成	平成21年4月1日	
		181	柿田川 柿田橋	柿田川	251 01				
		169	来光川 大土肥橋	来光川 上流	049 01	河川A	直ちに達成	平成2年4月1日	
		170	来光川 蛇ヶ橋	来光川 下流	050 01	河川AA	直ちに達成	令和4年4月1日	
		171	大場川 出逢橋	大場川 上流	051 01	河川A	直ちに達成	平成2年4月1日	
		27	大場川 月見橋	大場川 下流	052 51	河川A	直ちに達成	平成15年5月1日	
		28	大場川 塚本橋	大場川 下流	052 01	河川A	直ちに達成	平成15年5月1日	
29	黄瀬川 鮎つぼの滝	黄瀬川 上流	045 01	河川B	直ちに達成	平成元年4月1日			
30	黄瀬川 黄瀬川橋	黄瀬川 下流	046 01	河川C	5年以内で可及的速やかに達成	平成9年4月1日			
5	田子の浦水域 (河川)	166	潤井川 くすのき橋	潤井川	044 03	河川A	直ちに達成	平成18年4月1日	
		32	潤井川 富鷹橋	潤井川	044 52	河川A	直ちに達成	平成18年4月1日	
		188	潤井川 前田橋	潤井川	044 04	河川A	直ちに達成	平成18年4月1日	
	田子の浦水域 (岳南排水路)	34	田子江川 末端	田子江川	205 01				
		35	和田川 新和田川橋	和田川	206 01				
5	田子の浦水域 (河川)	36	岳排 沼川吐口	岳南排水路	207 01				
		37	岳排 4号管末端のホール	岳南排水路	208 01				
		38	岳排 5号管末端のホール	岳南排水路	209 01				
		39	沼川 井出六橋	沼川 上流	007 01	河川C	直ちに達成	平成16年5月1日	
		40	沼川 清勇橋	沼川 下流	008 51	河川D	直ちに達成	平成11年4月1日	
6	富士川水域 (河川・湖沼)	41	沼川 沼川新橋	沼川 下流	008 01	河川D	直ちに達成	平成11年4月1日	
		42	小潤井川 末端	小潤井川	212 01				
		43	早川 末端	早川	213 01				
		44	富士川 北松野	富士川 (4)	020 51	河川A	5年以内で可及的速やかに達成	昭和48年3月31日	
		45	富士川 富士川橋	富士川 (4)	020 01	河川A	5年以内で可及的速やかに達成	昭和48年3月31日	
7	奥駿河湾水域 (河川)	167	芝川 横手沢橋	芝川 上流	047 01	河川AA	直ちに達成	平成元年4月1日	
		168	芝川 芝富橋	芝川 下流	048 01	河川A	直ちに達成	平成元年4月1日	
		158	田貫湖 湖心	田貫湖	402 01				
		47	巴川 巴大橋	巴川	016 52	河川C	5年を超える期間で速やかに達成	昭和47年8月1日	
48	巴川 区境巴川橋	巴川	016 01	河川C	5年を超える期間で速やかに達成	昭和47年8月1日			
49	巴川 港橋	巴川	016 02	河川C	5年を超える期間で速やかに達成	昭和47年8月1日			
50	庵原川 庵原川橋	庵原川	215 01						
51	興津川 八幡橋	興津川 上流	014 01	河川AA	直ちに達成	平成29年4月1日			
52	興津川 浦安橋	興津川 下流	015 01	河川B	3年	昭和47年8月1日			
53	由比川 末端	由比川	216 01						
183	由比川 入山橋	由比川	216 02						
54	新中川 間門橋	新中川	217 01						
55	塚田川 せせらぎ橋	塚田川	218 01						

水 域 番 号	水 域 名 称	地 点 番 号	測 定 地 点 名	河 川 ・ 海 域	地 点 統 一 番 号	水 域 類 型	達 成 期 間	設 定 期 日
8	奥駿河湾水域 (海域)	56	江尻埠頭沖	清水 港	605 01	海域B	直ちに達成	昭和47年8月1日
		57	富士川沖	奥駿河湾	604 02	海域A	直ちに達成	昭和47年8月1日
		58	由比川沖	奥駿河湾	604 03	海域A	直ちに達成	昭和47年8月1日
		59	I. B. P	奥駿河湾	604 01	海域A	直ちに達成	昭和47年8月1日
		60	C水域 田子の浦港 1	田子の浦港	601 01	海域C	5年以内で可及的速やかに達成	昭和46年5月25日
		61	" 2	田子の浦港	601 02	海域C	5年以内で可及的速やかに達成	昭和46年5月25日
		62	" 3	田子の浦港	601 03	海域C	5年以内で可及的速やかに達成	昭和46年5月25日
		63	B水域 田子の浦地先 1	田子の浦 地先海域(甲)	602 01	海域B	5年以内で可及的速やかに達成	昭和46年5月25日
		64	" 2	田子の浦 地先海域(甲)	602 02	海域B	5年以内で可及的速やかに達成	昭和46年5月25日
		65	" 3	田子の浦 地先海域(甲)	602 03	海域B	5年以内で可及的速やかに達成	昭和46年5月25日
		66	A水域 田子の浦地先 1	田子の浦 地先海域(乙)	603 01	海域A	5年以内で可及的速やかに達成	昭和46年5月25日
		67	" 2	田子の浦 地先海域(乙)	603 02	海域A	5年以内で可及的速やかに達成	昭和46年5月25日
		68	" 3	田子の浦 地先海域(乙)	603 03	海域A	5年以内で可及的速やかに達成	昭和46年5月25日
		69	田子の浦沖	奥駿河湾	604 04	海域A	直ちに達成	昭和47年8月1日
70	原町沖	奥駿河湾	604 05	海域A	直ちに達成	昭和47年8月1日		
71	志下沖	奥駿河湾	604 06	海域A	直ちに達成	昭和47年8月1日		
72	狩野川河口沖	奥駿河湾	604 07	海域A	直ちに達成	昭和47年8月1日		
73	沼津新港前面海域	沼津外港及びその前面海域	606 01	海域B	5年	昭和47年8月1日		
9	西駿河湾水域 (海域)	74	久能沖	西駿河湾	614 01	海域A	直ちに達成	昭和49年1月1日
		75	高松沖	西駿河湾	614 02	海域A	直ちに達成	昭和49年1月1日
		76	石部沖	西駿河湾	614 03	海域A	直ちに達成	昭和49年1月1日
		77	焼津漁港沖	西駿河湾	614 04	海域A	直ちに達成	昭和49年1月1日
		78	栃山川沖	西駿河湾	614 05	海域A	直ちに達成	昭和49年1月1日
		79	用宗漁港港中央	用宗漁港	613 01	海域B	直ちに達成	昭和49年1月1日
		80	焼津漁港焼津地区港中央	焼津漁港	615 01	海域B	直ちに達成	昭和49年1月1日
		81	焼津漁港小川地区港中央	焼津漁港	615 02	海域B	直ちに達成	昭和49年1月1日
		82	大井川港港中央	大井川港	616 01	海域B	直ちに達成	昭和49年1月1日
		83	勝間田川沖	西駿河湾	614 06	海域A	直ちに達成	昭和49年1月1日
		84	御前崎港中央	西駿河湾	614 07	海域A	直ちに達成	昭和49年1月1日
10	静岡水域 (河川)	85	安倍川 曙橋	安倍川 上流	023 01	河川AA	直ちに達成	昭和49年1月1日
		86	藁科川 牧ヶ谷橋	藁科川	025 01	河川AA	直ちに達成	平成17年5月1日
		87	安倍川 安倍川橋	安倍川 下流	024 01	河川AA	直ちに達成	平成29年4月1日
		89	浜川 浜川新橋	浜川	026 01	河川C	直ちに達成	平成14年5月1日
		90	丸子川 べったん橋	丸子川	063 01	河川C	5年を超える期間で可及的速やかに達成	平成16年5月1日
91	小坂川 150号新小坂川橋	小坂川	221 01					
11	志太水域 (河川)	92	瀬戸川 勝草橋	瀬戸川 上流	027 01	河川AA	直ちに達成	昭和49年1月1日
		93	瀬戸川 当目大橋	瀬戸川 下流及び 朝比奈川 下流	029 01	河川B	5年を超える期間で速やかに達成	昭和49年1月1日
		94	朝比奈川 新横内橋	朝比奈川 上流	028 01	河川AA	直ちに達成	昭和49年1月1日
		95	小石川 松葉橋(県道橋)	小石川	030 51	河川D	直ちに達成	平成13年9月1日
		96	小石川 八雲橋	小石川	030 01	河川D	直ちに達成	平成13年9月1日
		97	黒石川 黒石橋	黒石川	031 01	河川C	直ちに達成	昭和49年1月1日
		98	黒石川 新川橋	黒石川	223 01			
99	栃山川 一色大橋	栃山川	032 01	河川C	3年	昭和49年1月1日		
12	大井川水域 (河川)	100	大井川 下泉橋	大井川 上流	009 01	河川AA	直ちに達成	昭和46年5月25日
		101	大井川 神座	大井川 中流	010 01	河川AA	直ちに達成	平成21年4月1日
		102	大井川 富士見橋	大井川 下流	011 01	河川A	直ちに達成	平成21年4月1日
		103	大代川	大代川	224 01			
104	大津谷川 源助橋	大津谷川	225 01					
13	榛南小笠水域 (河川)	105	菊川 加茂橋	菊川 上流	038 51	河川A	直ちに達成	昭和50年1月1日
		106	菊川 高田橋	菊川 上流	038 01	河川A	直ちに達成	昭和50年1月1日
		107	菊川 国安橋	菊川 下流	039 01	河川A	直ちに達成	平成17年5月1日
		108	牛淵川 堂山橋	牛淵川	053 51	河川B	直ちに達成	平成2年4月1日
		172	牛淵川 鹿島橋	牛淵川	053 01	河川B	直ちに達成	平成2年4月1日
		109	大幡川 末端	大幡川	227 01			
		110	萩間川 湊橋	萩間川	054 01	河川A	直ちに達成	平成29年4月1日
		111	箴川 末端	箴川	229 01			
		112	新野川 末端	新野川	230 01			
		113	弁財天川 末端	弁財天川	231 01			
		174	湯日川 岩留橋	湯日川	056 01	河川A	直ちに達成	平成4年4月1日
178	坂口谷川 寄子橋	坂口谷川	059 01	河川B	5年を超える期間で可及的速やかに達成	平成6年4月1日		
179	勝間田川 港橋	勝間田川	060 01	河川A	直ちに達成	平成6年4月1日		
14	太田川水域 (河川)	114	太田川 二瀬(西)橋	太田川 上流	033 01	河川AA	直ちに達成	令和4年4月1日
		115	太田川 豊浜橋	太田川 下流	034 01	河川A	直ちに達成	令和4年4月1日
		116	原野谷川 二瀬(東)橋	原野谷川	035 01	河川A	直ちに達成	昭和49年1月1日
		117	仿僧川 ゴルフ場入口	仿僧川	036 51	河川C	直ちに達成	平成9年4月1日
		118	仿僧川 東橋	仿僧川	036 01	河川C	直ちに達成	平成9年4月1日
		119	今ノ浦川 於福橋	今ノ浦川	233 01			
		173	敷地川 向笠2号橋	敷地川	055 01	河川A	直ちに達成	平成3年4月1日
		175	逆川 鞍下橋	逆川 上流	057 01	河川AA	直ちに達成	平成4年4月1日
		176	逆川 逆川橋	逆川 下流	058 51	河川C	直ちに達成	平成4年4月1日
		177	逆川 曙橋	逆川 下流	058 01	河川C	直ちに達成	平成4年4月1日

水域番号	水域名称	地点番号	測定地点名	河川・海域	地点統一番号	水域類型	達成期間	設定期日		
15	天竜川水域 (河川、湖沼)	187	佐久間ダム貯水池ダムサイト	佐久間ダム貯水池	502 01	湖沼A	直ちに達成	平成15年3月27日		
		120	天竜川 秋葉9号発電所第2取水口	天竜川 (4)	012 51	河川AA	直ちに達成	昭和47年4月6日		
		121	天竜川 鹿島橋	天竜川 (4)	012 01	河川AA	直ちに達成	昭和47年4月6日		
		122	天竜川 掛塚橋	天竜川 (5)	013 01	河川AA	直ちに達成	平成21年3月31日		
		123	気田川 気田川橋	気田川	241 01					
		124	阿多古川 平田大橋	阿多古川	242 01					
		125	二俣川 双竜橋	二俣川	234 01					
126	安間川 老間橋	安間川	235 01							
16	馬込川水域 (河川)	127	馬込川 茄子橋	馬込川 上流	021 01	河川C	直ちに達成	昭和48年4月1日		
		128	馬込川 白羽橋	馬込川 下流	022 01	河川C	直ちに達成	平成10年4月1日		
		130	芳川 新川橋	芳川	237 01					
17	浜名湖水域 (海域)	131	塩田	宇布見湾	612 01	海域B	直ちに達成	昭和47年8月1日		
		132	湖口	浜名湖	607 51	海域A	直ちに達成	昭和47年8月1日		
		133	湖心	浜名湖	607 01	海域A	直ちに達成	昭和47年8月1日		
		134	鷺津	鷺津湾	608 01	海域B	直ちに達成	昭和47年8月1日		
		135	新所	浜名湖	607 02	海域A	直ちに達成	昭和47年8月1日		
		136	白洲	奥庄内湖	611 01	海域B	直ちに達成	昭和47年8月1日		
		137	気賀	浜名湖	607 52	海域A	直ちに達成	昭和47年8月1日		
		138	猪鼻湖	猪鼻湖	610 01	海域B	直ちに達成	昭和47年8月1日		
		139	新居	浜名湖	607 03	海域A	直ちに達成	昭和47年8月1日		
		140	雄踏	浜名湖	607 53	海域A	直ちに達成	昭和47年8月1日		
		141	松見ヶ浦	松見ヶ浦	609 01	海域B	直ちに達成	昭和47年8月1日		
		142	新場	浜名湖	607 54	海域A	直ちに達成	昭和47年8月1日		
		17	浜名湖水域 (河川)	143	横須賀川 末端	横須賀川	238 01			
				160	笠子川 末端	笠子川	243 01			
161	入出太田川 末端			入出太田川	244 01					
162	今川 末端			今川	245 01					
163	西神田川 堀切橋			西神田川	246 01					
164	釣橋川 三代橋			釣橋川	247 01					
165	都筑大谷川 末端			都筑大谷川	248 01					
144	都田川 落合橋			都田川	019 01	河川A	直ちに達成	昭和47年8月1日		
182	都田川 東山橋			都田川	019 51	河川A	直ちに達成	昭和47年8月1日		
145	花川 花川橋			花川	239 01					
146	伊佐地川 中之谷橋	伊佐地川	018 01	河川B	3年	昭和47年8月1日				
147	新川 志都呂橋	新川	017 01	河川C	5年を超える期間で速やかに達成	平成9年4月1日				
17	浜名湖水域 (湖沼)	148	佐鳴湖出口 拓希橋	佐鳴湖	501 01	湖沼B	5年を超える期間で速やかに達成	平成9年4月1日		
		149	佐鳴湖 湖心	佐鳴湖	501 51	湖沼B	5年を超える期間で速やかに達成	平成9年4月1日		
18	梅田川水域 (河川)	150	梅田川 末端		240 01					
19	遠州灘水域 (海域)	151	新野川沖	遠州灘	617 01	海域A	直ちに達成	昭和50年1月1日		
		152	菊川沖	遠州灘	617 02	海域A	直ちに達成	昭和50年1月1日		
		153	太田川沖	遠州灘	617 03	海域A	直ちに達成	昭和50年1月1日		
		154	馬込川沖	遠州灘	617 04	海域A	直ちに達成	昭和50年1月1日		
		155	浜名湖沖	遠州灘	617 05	海域A	直ちに達成	昭和50年1月1日		
		156	愛知県境沖	遠州灘	617 06	海域A	直ちに達成	昭和50年1月1日		